令和４年８月 17 日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

「感染症法に基づく届出の基準等」並びに「サル痘に関する情報提供及び協力依頼」の一部改正について

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知改正に関し、日本医師会より情報提供がありましたので、下記の通りお知らせいたします。詳細は日本医師会通知をご参照ください。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12 条第１項及び第14条第２項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

〇サル痘についての現時点の知見等に鑑み、感染症法に基づく届出通知の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和４年８月10日より適用する。

・本年５月以降の国際的なサル痘の流行については、過去の流行で報告のなかった性的接触に伴うと考えられる特徴的な症状が報告されている。これらの知見を踏まえ、「（２）臨床的特徴」並びに「（３）届出基準」における「検査方法」及び「検査材料」の改正を行う。

・届出様式については、準備が整い次第改正することとしているが、それまでの間、次に示す症状を確認した場合は、その症状を、「その他」の欄に記載すること。

咽頭痛、筋肉痛、肛門直腸痛、倦怠感、その他の皮膚粘膜病変

●サル痘に関する情報提供及び協力依頼について（令和４年８月10 日一部改正）

〇令和４年７月20日付日医発第740 号（健Ⅱ）「サル痘への対応について」が修正されたこと。（主な改正箇所は通知文内の太字下線参照）

【参考（日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能）】
https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2022ken2_916.pdf
※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。
ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）。
宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。
パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（TEL:06-6763-7012）